

# 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、石巻市において芸術文化の普及振興事業を展開することにより、創造性豊かで潤いのある明るい市民生活を形成し、併せて芸術文化活動を通じ、地域社会の活性化を図るとともに、広く芸術文化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化活動の普及振興に関する事業
  - (2) コミュニティ活動の促進及び支援に関する事業
  - (3) 芸術文化活動及びコミュニティ活動の推進を目的とした公共施設での管理運営に関する事業
  - (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

## 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、基本財産によって生じた収入は、この法人の業務及び活動の費用に充てるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の各号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第199条において準用される同法第129条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第21条第2項の規定に基づき、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前2項の書類(定款を除く。)については、認定法第22条の規定に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に宮城県知事に提出しなければならない。

5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事及び監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること

なく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が記名押印する。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上12名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他、法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期が満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員責任の一部免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償について、法人法第198条において準用される同法第114条その他法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第198条において準用される同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
  - (6) 第29条に規定する役員の一部免除

(招 集)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、次条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 法令の規定により監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
  - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議 長)



第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

### (事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### (個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 阿部和夫、大森信治郎、北村悦朗、木村均、境直彦  
千葉信行、千葉美貴子、藤間勘恵（本名：今津千恵子）、毛利スミ子

監事 松川幸代、松川正

4 この法人の最初の理事長は北村悦朗、専務理事は千葉信行とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊藤和男、大谷尚文、高橋静子、樋口悦子、久道澄子、三浦頼子

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 役員名簿

平成29年3月31日現在

役職名	氏名	職業及び役職等	任期
理事長 (代表理事)	阿部和夫	映画『宮城からの報告－こども・学校・地域』製作委員会代表 石巻市美術展実行委員会委員長	H27.6.18～ H29定時評議員会
専務理事 (業務執行理事)	千葉信行	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 専務理事	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	大森信治郎	聖和学園短期大学講師 大もり屋本店代表取締役	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	木村均	劇団夢回帰船事務局長	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	草刈敏雄	石巻市教育委員会事務局長	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	千葉美貴子	石巻少年少女合唱隊隊長	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	永沼紀男	まんぼう画会会員	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	藤間勘恵	日本舞踊藤間流わかふじ会会主	H27.6.18～ H29定時評議員会
理事	毛利スミ子	母なる北上川を愛する女性の会会長	H27.6.18～ H29定時評議員会
監事	松川幸代	税理士・行政書士	H25.4.1～ H29定時評議員会
監事	柴山耕一	石巻市代表監査委員	H27.6.18～ H29定時評議員会

## 平成 28 年 度 事 業 報 告

### I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業1）

#### 1 公演鑑賞事業

##### ①笑いイチ

###### 【1回目】

開催日 4月17日（日）午後12時30分開演  
会 場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 393名  
入場料 全席指定 2,000円

###### 【2回目】

開催日 4月17日（日）午後3時30分開演  
会 場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 391名  
入場料 全席指定 2,000円

##### ②綾戸智恵コンサート2016 ～DO JAZZ～

開催日 5月22日（日）午後3時開演  
会 場 遊楽館 かなんホール / 入場者数 361名  
入場料 全席指定 4,000円

##### ③宮川彬良&アンサンブル・ベガ コンサート

開催日 5月29日（日）午後2時開演  
会 場 遊楽館 かなんホール / 入場者数 392名  
入場料 全席自由 一般 1,000円  
高校生以下500円

##### ④ものまねエンターテイメント コロケコンサート ～笑う顔には福来たる～

###### 【1回目】

開催日 9月4日（日）午後1時30分開演  
会 場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 372名  
入場料 全席指定 2,000円

###### 【2回目】

開催日 9月4日（日）午後5時開演  
会 場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 373名  
入場料 全席指定 2,000円

##### ⑤アメリカ陸軍軍楽隊ビッグバンド JAZZ コンサート

開催日 9月8日（木）午後6時30分開演  
会 場 遊楽館 かなんホール / 入場者数 347名  
入場料 全席自由 1,000円

⑥石丸由佳（パイプオルガン）& Quatuor B（サクソフォーン四重奏）

月明かりコンサート

開催日 9月12日（月）午後6時30分開演

会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 入場者数 177名

入場料 無料

⑦第32回石巻市美術展

開催日 10月2日（日）～10日（月）（9日間開催）

会場 河北総合センター アリーナ / 入場者数 延べ1,113名

入場料 無料

⑧新垣隆（ピアノ）&デュオ・プリマ（ヴァイオリン）おしゃべりコンサート

開催日 10月25日（火）午後6時30分開演

会場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 219名

入場料 全席自由 一般 1,000円

高校生以下500円

⑨伊勢正三&イルカ ～二人の物語～

開催日 11月26日（土）午後4時開演

会場 河北総合センター アリーナ / 入場者数 953名

入場料 全席自由 2,000円

⑩角笛シルエット劇場

開催日 3月19日（日）午前11時開演

会場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 292名

入場料 無料

■決算額 収 益 7,600,860円  
費 用 34,105,431円

2 移動鑑賞事業

①松竹大歌舞伎公演

開催日 7月10日（日）午後12時30分開演

会場 東京エレクトロンホール宮城 / 参加者数 57名

参加料 7,000円

②宝塚歌劇花組仙台公演

日時 9月18日（日）午前11時開演

会場 イズミティ21 / 参加者数 40名

参加料 7,800円

■決算額 収 益 718,000円  
費 用 864,640円

### 3 育成事業

#### ①学校アウトリーチ事業

日程	開演時間	施設/会場名	人数	アーティスト 編 成
7/14 (木)	10:40	貞山小学校 (3~6年)	144	大森潤子(ヴァイオリン) 中川賢一(ピアノ)
7/14 (木)	14:10	牡鹿中学校 (全校)	59	
7/15 (金)	10:45	釜小学校 (2、5、6年)	216	
7/15 (金)	13:50	北村小学校 (全校)	85	
9/13 (火)	11:40	中津山第二小学校 (全校)	119	Quatuor B サクソフォン四重奏
9/13 (火)	16:45	桜坂高等学校 (吹奏楽部)	40	
9/14 (水)	10:45	開北小学校 (5年)	60	
9/14 (水)	13:30	釜小学校 (3、4年)	145	東京都交響楽団メンバーによる弦楽四重奏
10/4 (火)	10:45	開北小学校 (2、6年)	130	
10/4 (火)	14:40	飯野川中学校 (全校)	100	
10/5 (水)	10:45	開北小学校 (1、3、4年、特別支援学級)	167	デュオ・プリマ (ヴァイオリンデュオ) 新垣隆 (ピアノ)
10/24 (月)	10:20	万石浦小学校 (6年)	79	
10/24 (月)	14:05	石巻小学校 (5、6年)	135	
10/25 (火)	10:45	前谷地小学校 (全校)	144	
11/7 (月)	10:35	二俣小学校 (全校)	93	オケラ木管五重奏団
11/7 (月)	14:25	桜坂高等学校 (1年)	140	
11/8 (火)	10:40	中津山第一小学校 (全校)	130	
11/8 (火)	13:35	大街道小学校 (3、4年)	81	
参加人数合計			2,067	(18回開催)

#### ②遊楽館パイプオルガンフリー体験

開催日 8月12日(金)、13日(土)、14日(日) (3日間)

会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 参加者数 24名

#### ③遊楽館パイプオルガン体験教室

開催日 8月20日(土) 午前10時30分/午後1時30分

10月29日(土) 午前10時30分/午後1時30分

会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 参加者数 16名

■決算額 収 益 0円

費 用 2,962,100円

#### 4 公共施設での管理運営事業

##### ①河北総合センター指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数 305日

施設名	個人利用者数	貸館利用者数		利用者数合計
		件数	利用者数	
ホール・集会所等	-	829	43,063	43,063
アリーナ	5,867	459	29,711	35,578
トレーニング室	3,780	-	-	3,780
柔剣道場	315	272	8,304	8,619
和室	-	516	9,490	9,490
会議室等	-	740	13,075	13,075
美術工作室	4	157	2,307	2,311
その他・実習室等	-	161	11,357	11,357
合計	9,966	3,134	117,307	127,273
前年比	9.8%減	3.2%減	0.2%減	1.1%減

##### ②遊楽館指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数 308日

施設名	個人利用者数	貸館利用者数		利用者数合計
		件数	利用者数	
ホール等	-	819	32,065	32,065
アリーナ	4,804	604	19,656	24,460
トレーニング室	6,278	-	-	6,278
和室	-	278	3,318	3,318
会議室等	-	858	19,403	19,403
その他・実習室等	-	358	10,514	10,514
合計	11,082	2,917	84,956	96,038
前年比	18.4%増	1.3%減	4.5%減	2.3%減

#### [事業概要]

- ・文化及び芸術の普及及び振興に関する業務
- ・施設の設置の目的を達成するために必要と認める業務
- ・施設及び附帯設備の利用許可等に関する業務



- ・施設及び附帯設備の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・施設及び附帯設備の維持管理に関する業務
- ・その他必要とする業務

■決算額 収益 10,525,706円  
費用 53,692,725円

■「公益目的事業1」の共通の収益及び人件費等の配賦した経費の決算額

収益 125,756,404円  
費用 65,609,993円

## II 震災復興支援並びにコミュニティ活動の促進及び支援事業（公益目的事業2）

### 1 復興支援事業

#### ①復興支援コンサート等

##### (1) YUGAKUKAN Summer Concert 2016 PART1

大森潤子（ヴァイオリン）、中川賢一（ピアノ）、かなん合唱団JOY

開催日 7月16日（土）午後2時開演

会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 入場者数 160名

入場料 無料

##### (2) YUGAKUKAN Summer Concert 2016 Part2

オケラ木管五重奏団、竹佐古真希（パイプオルガン）

開催日 7月23日（土）午後2時開演

会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 入場者数 110名

入場料 無料

■決算額 収益 1,720円  
費用 465,273円

#### ②仮設住宅集会所等アウトリーチ

日程	開演時間	施設/会場名	人数	アーティスト 編成
4/23（土）	10:00	仮設大森第4団地集会所	40	地域交流事業「焼きそば マイスター養成講座」
6/18（土）	13:30	仮設大橋団地東集会所	40	素敵なティータイムコンサート 音楽の贈り物&和の心
7/13（水）	9:00	仮設万石浦団地集会所	20	地域交流事業「料理勉強 会」
7/30（土）	9:30	万石ささえあい拠点セン ター	70	地域交流事業「焼きそば マイスター養成講座」

7/30 (土)	12:00	万石ささえあい拠点センター	300	地域交流事業「夏祭り」
8/21 (日)	9:30	新沼田第1復興住宅集会所	30	地域交流事業「焼きそばマイスター養成講座」
8/21 (日)	11:00	新沼田第1復興住宅集会所	300	地域交流事業「夏祭り」
8/25 (木)	14:30	仮設開成第1 1団地集会所	38	昭和ノスタルジア 北海道歌旅座
8/28 (日)	11:00	万石ささえあい拠点センター	150	地域交流事業「夏祭り」
9/16 (金)	14:00	万石ささえあい拠点センター	40	映画「君と僕と世界はひとつ」鑑賞会
9/17 (土)	13:30	市営新蛇田第1集会所	20	映画「君と僕と世界はひとつ」鑑賞会
11/3 (木)	11:00	新西前沼第1復興住宅団地集会所	300	地域交流事業「秋の収穫祭」
1/29 (日)	11:00	万石ささえあい拠点センター	40	地域交流事業「料理勉強会」
2/9 (木)	10:00	万石ささえあい拠点センター	90	地域交流事業「郷土料理交流会」
3/24 (金)	9:00	万石ささえあい拠点センター	40	地域交流事業「料理勉強会」
参加人数合計			1,518	(15回開催)

■決算額 収 益 ※Ⅱ-1-③ささえあい拠点センター管理運営業務に計上  
費 用 493,351円

③ささえあい拠点センター管理運営業務（開館日数 359日）

- (1) 大橋ささえあい拠点センター 利用件数及び利用人数 467件／ 4,755名
- (2) 開成ささえあい拠点センター 利用件数及び利用人数 2,159件／ 20,311名
- (3) 蛇田ささえあい拠点センター 利用件数及び利用人数 698件／ 3,463名
- (4) 万石ささえあい拠点センター 利用件数及び利用人数 2,230件／ 9,893名
- (5) 大森ささえあい拠点センター 利用件数及び利用人数 1,185件／ 8,856名

〔事業概要〕

- ・施設設備の日常点検、清掃及び維持管理業務
- ・各施設の鍵の管理及び貸出
- ・施設利用の受付及び緊急時の対応

- ・備品、消耗品等の管理及び貸与
- ・地域住民に対する各種相談支援
- ・各関係機関との連携及び連絡調整
- ・その他必要とする業務

■決算額	収 益	15,578,567円
	費 用	10,125,452円

※ささえあい拠点センター専従職員以外の人件費は共通費に配賦

■「公益目的事業2」の共通の収益及び人件費等の配賦した経費の決算額

	収 益	2,533,040円
	費 用	14,154,007円

III 公共施設での管理運営事業（収益事業）

1 公共施設での管理運営事業（公益目的事業に該当しない事業）

〔事業概要〕

「河北総合センター及び遊楽館指定管理業務」のうち、事業目的が芸術文化の普及振興に該当しない事業

①河北総合センター指定管理業務（通年実施）

②遊楽館指定管理業務（通年実施）

■決算額	収 益	5,503,043円
	費 用	27,659,889円

2 施設利用者への各種サービス

①受託チケット販売

②コピー使用・FAX送信サービス

■決算額	収 益	333,594円
	費 用	0円

■「収益事業」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

	収 益	59,343,300円
	費 用	17,717,285円

IV 公共施設での管理運営事業（その他の事業）

1 公共施設での管理運営事業（公益目的事業及び収益事業に該当しない事業）

〔事業概要〕

「ささえあい拠点センター管理運営業務」のうち、事業目的が芸術文化の普及振

興に該当しない事業

① ささえあい拠点センター管理運営業務

■決算額	収 益	11,794,426円
	費 用	10,080,929円

平成28年度決算報告  
正味財産増減計算書

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	906,521	903,084	3,437
基本財産受取利息	906,521	903,084	3,437
特定資産運用益	432	3,549	△ 3,117
特定資産受取利息	432	3,549	△ 3,117
事業収益	247,502,399	250,911,847	△ 3,409,448
芸術文化事業収益	22,360,580	23,079,027	△ 718,447
入場料等収益	8,279,000	4,435,000	3,844,000
芸術文化事業受託収益	14,040,000	18,625,027	△ 4,585,027
受取販売手数料	41,580	0	41,580
雑収益	0	19,000	△ 19,000
指定管理事業収益	197,811,000	197,811,000	0
河北総合センター指定管理事業	94,582,000	94,582,000	0
遊楽館指定管理事業	103,229,000	103,229,000	0
ささえあい拠点センター管理業務受託収益	27,330,819	30,021,820	△ 2,691,001
受取利用料金	13,639,158	12,965,399	673,759
河北総合センター利用料金	7,340,528	6,338,069	1,002,459
遊楽館利用料金	6,298,630	6,627,330	△ 328,700
受取補助金等	0	0	0
受取芸術文化事業助成金	0	0	0
受取寄附金	0	60,000	△ 60,000
受取寄附金	0	60,000	△ 60,000
雑収益	2,406,904	2,918,466	△ 511,562
雑収益	2,406,904	2,744,666	△ 337,762
退職給付引当金取崩益	0	173,800	△ 173,800
特定資産取崩額	2,108,696	0	2,108,696
退職給付引当資産取崩額	2,108,696	0	2,108,696
経常収益計	266,564,110	267,762,345	△ 1,198,235
(2) 経常費用			
事業費	237,931,075	234,169,274	3,761,801
報酬	753,600	753,600	0
給料	63,211,608	62,337,470	874,138
手当	19,069,178	18,867,215	201,963
退職金	1,991,876	0	1,991,876
退職給付費用	2,403,064	0	2,403,064
福利厚生費	14,979,423	14,621,901	357,522
賃金	912,816	1,507,954	△ 595,138
諸謝金	1,014,000	614,168	399,832
旅費交通費	637,790	585,610	52,180
減価償却費	735,418	1,008,087	△ 272,669
食糧費	497,525	492,581	4,944
消耗品費	2,469,989	2,683,656	△ 213,667
燃料費	3,159,136	3,912,501	△ 753,365
印刷製本費	1,609,470	2,131,502	△ 522,032
光熱水料費	35,765,387	37,397,706	△ 1,632,319
修繕費	1,772,535	1,776,278	△ 3,743
通信運搬費	1,024,956	1,152,110	△ 127,154

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
消耗什器備品費	227,648	3,207,006	△ 2,979,358
手数料	1,006,078	2,045,207	△ 1,039,129
広告料	1,109,592	1,589,760	△ 480,168
保険料	1,151,168	1,165,616	△ 14,448
委託費	67,639,034	60,716,290	6,922,744
使用料	1,144,935	1,357,540	△ 212,605
借上料	3,537,688	3,681,565	△ 143,877
支払負担金	779,000	1,012,000	△ 233,000
租税公課	9,239,946	9,459,735	△ 219,789
雑費	88,215	92,216	△ 4,001
管理費	17,056,567	16,269,097	787,470
報酬	1,598,400	1,640,400	△ 42,000
給料	6,910,092	6,800,220	109,872
手当	2,530,095	2,483,106	46,989
退職金	271,620	0	271,620
退職給付費用	327,690	0	327,690
福利厚生費	2,128,475	2,074,259	54,216
賃金	108,384	199,494	△ 91,110
交際費	89,000	124,600	△ 35,600
旅費交通費	141,760	170,780	△ 29,020
減価償却費	217,464	330,243	△ 112,779
食糧費	2,029	1,680	349
消耗品費	60,548	77,938	△ 17,390
燃料費	3,505	4,649	△ 1,144
印刷製本費	73,483	57,834	15,649
修繕費	5,159	10,753	△ 5,594
通信運搬費	23,062	28,322	△ 5,260
消耗什器備品費	88,560	95,040	△ 6,480
手数料	240,341	202,705	37,636
広告料	10,800	10,800	0
保険料	29,122	36,004	△ 6,882
委託費	827,454	827,326	128
借上料	283,870	295,480	△ 11,610
支払負担金	65,000	66,500	△ 1,500
支払寄附金	10,000	0	10,000
租税公課	1,010,654	727,615	283,039
雑費	0	3,349	△ 3,349
經常費用計	254,987,642	250,438,371	4,549,271
当期經常増減額	11,576,468	17,323,974	△ 5,747,506
2 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
經常外収益計	0	0	0
(2) 經常外費用			
經常外費用計	0	0	0
当期經常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	11,576,468	17,323,974	△ 5,747,506
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
当期一般正味財産増減額	11,504,468	17,251,974	△ 5,747,506

(単位：円)

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
	一般正味財産期首残高	64,135,091	46,883,117	17,251,974
	一般正味財産期末残高	75,639,559	64,135,091	11,504,468
II	指定正味財産の部			
1	基本財産運用益	914,701	911,264	3,437
	基本財産受取利息	914,701	911,264	3,437
2	一般正味財産への振替額	△ 906,521	△ 903,084	△ 3,437
	一般正味財産への振替額	△ 906,521	△ 903,084	△ 3,437
	当期指定正味財産増減額	8,180	8,180	0
	指定正味財産期首残高	101,082,720	101,074,540	8,180
	指定正味財産期末残高	101,090,900	101,082,720	8,180
III	正味財産期末残高	176,730,459	165,217,811	11,512,648

貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	230,810	162,310	68,500
当座預金	74,476,063	62,473,387	12,002,676
普通預金	1,489,107	2,693,180	△ 1,204,073
未収金	2,241,817	2,258,513	△ 16,696
流動資産合計	78,437,797	67,587,390	10,850,407
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	11,140,000	11,140,000	0
投資有価証券	89,950,900	89,942,720	8,180
基本財産合計	101,090,900	101,082,720	8,180
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	18,575,279	18,127,021	448,258
財団設立30周年記念事業費用積立資産	18,000,000	15,000,000	3,000,000
特定資産合計	36,575,279	33,127,021	3,448,258
(3) その他の固定資産			
車両運搬具	1,344,869	2,016,293	△ 671,424
什器備品	578,821	810,671	△ 231,850
ソフトウェア	116,664	166,272	△ 49,608
預託金	19,340	19,340	0
その他の固定資産合計	2,059,694	3,012,576	△ 952,882
固定資産合計	139,725,873	137,222,317	2,503,556
資産合計	218,163,670	204,809,707	13,353,963
II 負債の部			
1 流動負債			
管理費・事業費未払金	16,023,563	13,748,529	2,275,034
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,576,000	1,448,700	1,127,300
前受金	272,000	1,758,000	△ 1,486,000
預り金	3,914,369	4,611,446	△ 697,077
流動負債合計	22,857,932	21,638,675	1,219,257
2 固定負債			
退職給付引当金	18,575,279	17,953,221	622,058
固定負債合計	18,575,279	17,953,221	622,058
負債合計	41,433,211	39,591,896	1,841,315
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄附金	101,090,900	101,082,720	8,180
指定正味財産合計	101,090,900	101,082,720	8,180
(うち基本財産への充当額)	(101,090,900)	(101,082,720)	(8,180)
2 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	(18,000,000)	(15,173,800)	(2,826,200)
正味財産合計	176,730,459	165,217,811	11,512,648
負債及び正味財産合計	218,163,670	204,809,707	13,353,963



# 収支計算書

平成28年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
<b>I 事業活動収支の部</b>			
<b>1. 事業活動収入</b>			
<b>基本財産</b>	903,000	906,521	-3,521
<b>特定資産</b>	903,000	906,521	-3,521
<b>特定資産</b>	3,000	432	2,568
<b>指定資産</b>	3,000	432	2,568
<b>河北遊芸</b>	247,315,000	247,502,399	-187,399
<b>河北遊芸</b>	197,811,000	197,811,000	0
<b>河北遊芸</b>	94,582,000	94,582,000	0
<b>河北遊芸</b>	103,229,000	103,229,000	0
<b>河北遊芸</b>	19,282,000	22,360,580	-3,078,580
<b>河北遊芸</b>	5,242,000	8,279,000	-3,037,000
<b>河北遊芸</b>	14,040,000	14,040,000	0
<b>河北遊芸</b>	0	41,580	-41,580
<b>河北遊芸</b>	30,222,000	27,330,819	2,891,181
<b>河北遊芸</b>	30,222,000	27,330,819	2,891,181
<b>河北遊芸</b>	9,020,000	13,639,158	-4,619,158
<b>河北遊芸</b>	4,064,000	7,340,528	-3,276,528
<b>河北遊芸</b>	4,956,000	6,298,630	-1,342,630
<b>河北遊芸</b>	1,500,000	2,406,904	-906,904
<b>河北遊芸</b>	0	23	-23
<b>河北遊芸</b>	1,500,000	2,406,881	-906,881
<b>事業活動収入計</b>	258,741,000	264,455,414	-5,714,414
<b>2. 事業活動支出</b>			
<b>事業費</b>	248,050,000	234,714,302	13,335,698
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	1,884,000	1,884,000	0
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	70,114,000	70,121,700	-7,700
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	22,469,000	21,599,273	869,727
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	1,860,000	1,021,200	838,800
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	17,451,000	17,107,898	343,102
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	899,000	637,790	261,210
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	370,000	497,525	-127,525
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	1,637,000	904,655	732,345
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	300,000	227,648	72,352
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	3,418,000	2,342,884	1,075,116
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	2,270,000	1,734,700	535,300
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	2,262,000	1,523,934	738,066
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	7,309,000	3,133,433	4,175,567
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	41,389,000	35,765,387	5,623,613
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	2,071,000	998,475	1,072,525
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	4,063,000	2,331,060	1,731,940
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	660,000	1,109,592	-449,592
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	1,045,000	937,610	107,390
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	1,161,000	1,144,935	16,065
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	630,000	1,014,000	-384,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	188,000	152,900	35,100
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	662,000	779,000	-117,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	63,618,000	67,656,488	-4,038,488
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	320,000	88,215	231,785
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	16,835,000	16,661,704	173,296
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	50,000	89,000	-39,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	618,000	468,000	150,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	0	2,263,496	-2,263,496
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	2,000,000	0	2,000,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	222,000	141,760	80,240
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	0	2,029	-2,029
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	208,000	143,363	64,637
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	0	88,560	-88,560
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	280,000	187,653	92,347
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	150,000	42,994	107,006
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	244,000	159,019	84,981
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	84,000	29,208	54,792
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	304,000	247,944	56,056
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	1,520,000	1,490,498	29,502
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	0	10,800	-10,800
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	360,000	242,680	117,320
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	9,927,000	10,169,700	-242,700
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	58,000	65,000	-7,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	0	10,000	-10,000
<b>報給手臨福旅食通消修印燃光手借広保使諸租負委</b>	810,000	810,000	0
<b>事業活動支出計</b>	264,885,000	251,376,006	13,508,994
<b>事業活動収支差額</b>	-6,144,000	13,079,408	-19,223,408
<b>II 投資活動収支の部</b>			
<b>1. 投資活動収入</b>			
<b>特定資産</b>	0	2,282,496	-2,282,496
<b>退職給付引当資産</b>	0	2,282,496	-2,282,496
<b>投資活動収入計</b>	0	2,282,496	-2,282,496
<b>2. 投資活動支出</b>			
<b>特定資産</b>	3,000,000	5,730,754	-2,730,754
<b>退職給付引当資産</b>	0	2,730,754	-2,730,754
<b>投資活動支出計</b>	3,000,000	3,000,000	0

投資活動支出計	3,000,000	5,730,754	-2,730,754
投資活動収支差額	-3,000,000	-3,448,258	448,258
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	-9,144,000	9,631,150	-18,775,150
前期繰越収支差額	41,272,000	45,948,715	-4,676,715
次期繰越収支差額	32,128,000	55,579,865	-23,451,865

財産目録

平成29年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金	手元保管	運転資金として	230,810	
	当座預金	七十七銀行石巻支店 No.5248591	運転資金として	74,476,063	
	普通預金	七十七銀行石巻支店 No.9183612	運転資金として	46,500	
		七十七銀行石巻支店 No.9216821		0	
		七十七銀行石巻支店 No.9216839		0	
		七十七銀行石巻支店 No.9254790		546,985	
		石巻商工信用組合本店 No.2168404		0	
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107884		671,630	
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107892		194,892	
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107907		29,100	
未収金			2,241,817		
流動資産合計				78,437,797	
(固定資産)	基本財産				
	定期預金	七十七銀行石巻支店 No.52485911-071	運用益を管理費の財源として使用している。	137,500	
	定期預金	石巻商工信用組合本店 No.2561006	運用益を管理費の財源として使用している。	10,002,500	
	定期預金	石巻信用金庫門脇支店 No.0488775	運用益を管理費の財源として使用している。	1,000,000	
	投資有価証券	第61回利付国債	運用益を管理費の財源として使用している。	89,950,900	
	特定資産	退職給付引当資産	七十七銀行石巻支店 No.9189556	職員の退職金の支払の財源として積み立てている。	18,575,279
		財団設立30周年記念事業費用積立資産	七十七銀行石巻支店 No.9233377	記念事業実施のための財源として積み立てている。	18,000,000
その他固定資産	車両運搬具		共用財産であり、うち75%は公益目的保有財産として公1の用に供し、25%は管理運営の用に供している。	1,344,869	
	什器備品	電子ピアノ	公益目的保有財産として公1事業の用に供している。	1	

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	什器備品	草刈機	共用財産であり、うち66%は公益目的保有財産として公1の用に供し、34%は収益事業等の用に供している。	578,820
	ソフトウェア		管理運営の用に供している。	116,664
	預託金	自動車リサイクル料	管理運営の用に供している。	19,340
固定資産合計				139,725,873
資産合計				218,163,670
(流動負債)	未払金			16,023,563
	前受金	平成29年度事業入場料		272,000
	未払法人税等			72,000
	未払消費税等			2,576,000
	預り金	受託事業清算金		2,895,141
		社会保険料、住民税		989,736
		チケット代金等		29,492
流動負債合計				22,857,932
(固定負債)	退職給付引当金		職員の退職金の支払に備えたもの。	18,575,279
固定負債合計				18,575,279
負債合計				41,433,211
正味財産				176,730,459

## 平成29年度事業計画書

### I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業1）

#### 1 公演鑑賞事業

##### ① 荘村清志&福田進一ギターデュオコンサート

日時 平成29年5月21日（日）午後2時開演  
会場 遊楽館 かなんホール  
入場料 全席自由 一般 2,000円  
高校生以下 500円

##### ② 仙台フィルハーモニー管弦楽団石巻公演

日時 平成29年6月4日（日）午後2時開演  
会場 遊楽館 かなんホール  
入場料 全席自由 一般 2,000円  
高校生以下 500円

※①と②の2公演セット券（一般のみ）3,000円

##### ③ That's が〜まるちよぼ SHOW!

日時 平成29年9月17日（日）午後3時開演  
会場 河北総合センター 文化交流ホール  
入場料 全席自由 一般 3,000円  
高校生以下 2,000円

##### ④ 松原勝也（ヴァイオリン）& 廣江理枝（パイプオルガン）

月明かりコンサート2017

日時 平成29年9月25日（月）午後6時30分開演  
会場 遊楽館 コモレビフォーラム  
入場料 無料

##### ⑤ 第33回石巻市美術展

会期 平成29年10月上旬  
会場 河北総合センター アリーナ

##### ⑥ 海援隊 トーク&ライブ2017（仮称）

日時 平成29年11月19日（日）午後3時30分開演予定  
会場 河北総合センター アリーナ  
入場料 全席自由 2,000円

##### ⑦ 落語公演（調整中）

日時 未定  
会場 未定  
入場料 未定

⑧その他

石巻市及び民間団体等との共催事業等

2 移動鑑賞事業

①松竹大歌舞伎公演鑑賞バスツアー

日 時 平成29年7月5日(水) 午後1時30分開演

会 場 東京エレクトロンホール宮城

参加料 6,500円(S席指定券)

②宝塚歌劇公演鑑賞バスツアー

日 時 平成29年9月3日(日) 午前11時開演

会 場 仙台市泉文化創造センター イズミティ21

参加料 未定

3 育成事業

①学校等アウトリーチ事業

②パイプオルガン体験講座等

4 公共施設での管理運営事業

①河北総合センター指定管理業務

②遊楽館指定管理業務

II 震災復興支援並びにコミュニティ活動の促進及び支援事業(公益目的事業2)

1 復興支援事業

①復興支援コンサート等

(1) ジェラール・プーレ ヴァイオリンコンサート

日 時 平成29年4月29日(土) 午後2時開演

会 場 河北総合センター 文化交流ホール

入場料 無料

※ジェラール・プーレ コンサート実行委員会との共催

(2) 遊楽館サマーコンサート

a) 東京都交響楽団メンバーによる弦楽四重奏

日 時 平成29年7月9日(日) 午後3時開演

会 場 遊楽館 コモレビフォーラム

入場料 無料

b) 高橋絵里(ソプラノ)、千葉展子(フルート)、竹佐古真希(パイプ

オルガン)

日 時 平成29年8月6日(日)午後2時開演  
会 場 遊楽館 コモレビフォーラム  
入場料 無料

(3) みんなの想いをバレエにのせて in 石巻

日 時 平成29年11月26日(日)開演時間未定  
会 場 遊楽館 かなんホール  
入場料 全席自由 一般 3,000円  
高校生以下 1,000円

※一般と高校生以下のセット券 3,500円

※石巻バレエ公演実行委員会との共催

(4) その他

石巻市及び民間団体等との共催事業等

②仮設住宅集会所等アウトリーチ

※音楽、演芸、その他

③ささえあい拠点センター管理運営業務

- (1) 大橋ささえあい拠点センター管理運営業務
- (2) 開成ささえあい拠点センター管理運営業務
- (3) 蛇田ささえあい拠点センター管理運営業務
- (4) 万石ささえあい拠点センター管理運営業務
- (5) 大森ささえあい拠点センター管理運営業務

### III 公共施設での管理運営事業(収益事業)

#### 1 公共施設での管理運営事業(公益目的事業に該当しない事業)

- ①河北総合センター指定管理業務
- ②遊楽館指定管理業務

#### 2 施設利用者への各種サービス

- ①受託チケット販売
- ②コピー使用・FAX送信サービス
- ③その他

### IV 公共施設での管理運営事業(その他の事業)

#### 1 公共施設での管理運営事業(公益目的事業及び収益事業に該当しない事業)

- ①ささえあい拠点センター管理運営業務
  - (1) 大橋ささえあい拠点センター管理運営業務
  - (2) 開成ささえあい拠点センター管理運営業務

- (3) 蛇田ささえあい拠点センター管理運営業務
- (4) 万石ささえあい拠点センター管理運営業務
- (5) 大森ささえあい拠点センター管理運営業務